

委員長（山本香苗君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、渡辺美知太郎君、藤木健二君及び石上俊雄君が委員を辞任され、その補欠として水野賢一君、浜野喜史君及び磯崎哲史君が選任されました。

委員長（山本香苗君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のうち、公共放送の在り方にに関する件を議題とし、質疑を行います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本香苗君） 御異議ないと認め、さ

よつ決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長（山本香苗君） 御異議ないと認め、さ

よつ決定いたしました。

委員長（山本香苗君） 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のうち、公共放送の在り方にに関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

吉川沙織君 民主党の吉川沙織でござります。先月、一月十九日のNHKの審議に引き続き、内閣審議官由木文彦君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長（山本香苗君） 御異議ないと認め、さ

よつ決定いたしました。

委員長（山本香苗君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官由木文彦君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

吉川沙織君 民主党の吉川沙織でござります。先月、一月十九日のNHKの審議に引き続き、今日も質疑に立たせていただきます。先日も申し上げましたが、会長の就任会見の一連の問題をスキャンダル的に捉えて批判するつもりは毛頭ございません。いろんな問題が、どの立場に立つとも、いろんな声が、大きな反響が視聴者・国民の皆様から届いているということは、否定、肯定のどちらがあろうとも、紛れもない事実です。ですから、日本の公共放送が今重大な局面にあるとの基本的認識の下で質問を行いたいと思います。

国会の議事録に後々まで虚偽の事実が残ることがないよう、眞実をお答えいただきたいと思いま

协会会長糀井勝人君外八名を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。
参考人（糀井勝人君） 誠実に答弁するつもりでござります。

すが、会長と経営委員長のそれぞれの御所見を伺います。

参考人（浜田健一郎君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。
参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

参考人（糀井勝人君） 同じく誠実にお答え申

りでござります。

ど、威圧を続けておられます。これはこわゆる恐怖政治と同じ手法ではないかと、こつこつぶつと捉えています。

その一方で、会長御自身の緊張感のない発言にて、取材現場や営業現場は混乱を来しています。会長自身がもたらした大混乱の責任については、会長から具体的に責任を考慮した発言はなく、様々な委員会で、責任を取るつもりはありませんか、」についての問い合わせ繰り返されたときには、NHK会長としての責任の重さをしつかり身に受けて引き続き会長としての重責を全うしていただきたい、との答弁の繰り返しです。これまで国会でNHKの会長がこのような答弁を繰り返したことはなないのでないでしょうか。

戦後の公共放送を担つてきたNHKは、まさに大きな岐路に立たされないと私は思っています。戦前の日本、五〇年代の米国と同様に、」のようないい論、報道が抑圧されるとき、人間は真価が問われると思います。二種類に分類しました。勇気を奮つて真実に向き合つて、保身のために口を開ひます人、嵐に身を任せたにおもねる人、それぞれ人間性が試されることになると思います。

会長と経営委員長、」の見解に対する御感想で結構ですので、お願ひします。

参考人（糸井勝人君） 私は、一月二十五日に私見を述べまして、それ以来、公的の場所で私見

を述べることについては一切、口封じとこましまよつか、私自身慎んであります。

現在の状況につきまして、私も、やはり一刻もりであります。私自身、通常業務にもものはや全力で取り組むことで会長としての責務を果たし、公共放送の使命に基づいたより良い放送とサービスをお届けする」とでNHKの信頼回復に努めたいと考えております。また、視聴者の皆様には何らかの形で説明をしたいといつぶつて、やつこつ機会を設けたいと考えております。

いずれにしても、私自身、自分の考え方を放送に、個人的な考えを放送に反映させるとこつことはするつもりは全くございません。

参考人（浜田健一郎君） 私は、経営委員会の役割は、執行部と適切な緊張感を保ちながら、車

の両輪の関係でNHKの経営を進めていくことだとこつぶつに思っています。そういう意味では、

NHK混乱の原因をつくづくまだ自分には

全く非がないかの」とく会長職にこらつしゃる会長に対しては、まず、これまでの報酬を返上した上、責任を取つていただきたいと思います。それでも会長として頑張つていただきのあれば、今後、無報酬でその任に当たつていただきたいと考

えますが、会長の御所見伺います。

参考人（糸井勝人君） アドバイスありがとうございます。ただ、私としても、引き続きNHKの会長職を全うしていただきたいとこつぶつと思つて

マンの家庭で」をしましたが、政治を志して今この場に立たせていただいております。しかしながら、その現場では、民主主義において最も重要な自由権の一つと看做られる言論、報道の自由の最前線に立つべきNHKが混乱の渦に巻き込まれ、迷走状態にあることを目の当たりにして、ただただ睡然としてあります。

加えて、残念なのは、後で申し上げますが、国民からNHKに対して非常に多くの声が届いています。国会での議論は、もちろん今日もいつやつてテーマを絞つて議論がなされますが、それがなかなが国会での議論も活発ではなく、放送事業に携わる関係者が萎縮してくるとすれば、ゆ

ゆしき事態だと思つてしています。

NHK混亂の原因をつくづく、こまだに自分には全く非がないかの」とく会長職にこらつしゃる会長に対しては、まず、これまでの報酬を返上した上、責任を取つていただきたいと思います。それでも会長として頑張つていただきのあれば、今後、無報酬でその任に当たつていただきたいと考

おつます。私としても、全員全靈を傾けて職責を全うする所存でござります。

吉川沙織君 一月二十一日の衆議院総務委員会において、公明党の榎屋委員から、「重ねて伺いますが、みずから報酬を返上して責任をおどりになる、事態をおさめるまでそつした取り組みをする、こうこう気持ちは個人のお気持の中であるのかないのか、重ねて伺います。」と問われたのに對し、「私としても、本当にNHKのために全力を尽してまいりますので、ぜひその辺をよく見ていただければ」とこうふうに思いました。」と答弁されたのみで、個人の気持の中に事態が收拾されるまで報酬を返上する気持があるのかないのか、これは、個人の気持の中にあるかないかといつ榎屋委員の問いかに対してお答えになつておられませんが、いかがでしょうか。

参考人（糸井勝人君） まさしく、我答えましたように、今後、NHKの会長としまして、この重責を全うさせていただきたいとこうふうに思つております。

吉川沙織君 では、過去自主的に報酬を返納した会長がいらっしゃるということは御存じですか。参考人（糸井勝人君） 存じ上げております。吉川沙織君 私も気になつて調べさせていただきました。

の海老沢会長が月額報酬の三〇%、六か月間自主的に返納されています。また、平成二十一年度、大相撲賭博問題をめぐり職員が不適切なメールを送つていた問題では、当時の福地会長が月額報酬の五〇%、一ヶ月自主的に返納されておられます。三月二十一日の参議院予算委員会において丸川珠代委員の質問に対し、「視聴者の皆様にも、今後折を見まして私から何らかの形できちんとおわびをする機会を持ちたいと思っております。」こう答弁されておりますが、その際に報酬返上についても何か触れてはいかがかと思つますが、いかがでしょうか。

参考人（糸井勝人君） 何回も申しておりますが、私としては、やっぱり引き続きNHK会長の重みを十分そんたくし責任を全うしていきたいと思いますが、今の報酬返上につきましては、過去の事例は私も承知しておりますし、それぞれの経営者がそれぞれの判断でそつこうことをなされたんだと思います。私自身は私自身の判断で決めたことこうふうに思つております。

吉川沙織君 過去に、今お一方の例を引きました。このお一方どこつのは、もちろん職員の不祥事に端を発するもので、御自身が何かを起こして報酬を返納されたわけではございません。ですかね、御自身の発言に端を発していろんな混乱を巻き起つじ、国民の皆様から、否定と肯定、それぞれの意見はあるにしても、多くの意見が出されているといつことは事実です。ですから、過去に責任を感じて自主的に報酬を返上されている会長がいらっしゃる以上、視聴者に会長自らの姿勢を示すためにも、報酬返上といつも手段は分かりやすいそれと見えますが、経営委員長の御見解を伺います。

参考人（浜田健一郎君） 本件につきましては、御本人が判断されることだといつも思つますので、コメントは差し控えさせていただきたいと思います。

吉川沙織君 この問題を繰り返しても先に進みませんので、次に行きます。

一月十九日、先月のこの総務委員会での審議の際、NHKに対する国民の信頼回復のために会長は責任を取られるべき、私以外の多くの委員も申し上げました。しかしながら、その後、会長が理事全員から辞表を取つてることなどが発覚したほか、御自身の発言につけても、例えば三月二日の参議院予算委員会での質問に対し、就任会見での発言は記者に言わされた、もちろんこれ三月六日の記者会見で、あなた方を責めるつもりはない」と、こうつともコメントされられておられます。自らの立場に対するいろんな発言を繰り返されおらず、NHKにおける混乱といつものは収まる気配がないのではないかと思つています。

昨日の衆議院総務委員会でも指摘があつたよう
でございますが、改めて伺います。国民・視聴者
から寄せられた意見の数、最新の数値を教えてく
ださい。

参考人（糸井勝人君） 就任会見の一月二十五
日から昨日の夕方までに寄せられた視聴者からの
御意見はおよそ三万一千三百件でござります。内
訳は、批判的な意見がおよそ一万八千件で六四%、
肯定的な意見がおよそ六千件で一八%、それ以外
のことは問合せとことくなつております。

あつと今数字間違えまして、一万八千と六千
件でござります。あつ、一万八百。ごめんなさい。

吉川沙織君 実は一月一十五日の就任会見から
いろいろ意見の数というのが問われています。私
も気になつて、どの程度の期間でどの程度増えて
肯定と否定の割合がどの程度あるのか、議事録を
追つてみました。この件に関して質問が出され始
めているのは一月四日の衆議院の総務委員会から
です。

一月四日の衆議院の総務委員会では計一万一千
三百件、批判が六〇%、肯定が三〇%。一月五日の
参議院予算委員会での答弁では一万一千七百件、
二月十三日の定例記者会見では一万六千件、二月
十九日の参議院総務委員会においては一万七千九
百件、三月六日の定例記者会見では一万九千七百
件、そして昨日の答弁では三万一千九百件で、今

日は三万一千二百件。大体これ平均しますと二三百
件から四百件、一日平均で出でています。

と同時に、注視すべきといふは、肯定は最初は
確かに高ひじました。二〇%おりましたが、

今お答えいたいたい最新の数値では一八%まで下
がっています。ですから、このNHKをめぐる混
乱というものは、収束、收拾に向かつてるので
なく、まだいまだに、收拾に向かひどころか、
その過程の途中であるといふと捉えておりま
すが、経営委員長の御所見を伺います。

参考人（浜田健一郎君） 今混乱を、最中かと、
そうこう御趣面の質問ですよね。

このよつて多数の御意見を各方面から頂戴して
おり、大変厳しい状況であるといふに認識し
ております。糸井会長も、今後、視聴者・国民の
皆様に対し何らかの形できちつと説明する機会を
設けたいとの発言もされており、執行部で事態收
拾に向けた対策が行われるものと認識をしており
ます。

経営委員会といたしましても、一刻も早い事態
の收拾に向けて、自らの責任を自覚した上で、真
摯な議論に基づく自律的な運営を引き続き行い、
監視・監督機能を十分に果たしてまいる所存でござ
ります。

吉川沙織君 後ほど申し上げますけれども、自
主自律、NHKにおける自主自律の観点から、経

営委員会そして監査委員会がその機能と役割、自
己に課された任務を發揮していただくこと、その
機能を發揮していただくことを期待いたしており
ます。

今ほど答弁いただきました。もう三万件を超え

る、こいつ声が届いているということは厳然た
る事実です。これだけ大きな反響があると、営業
の現場に対する影響は少なからず、もしかしたら
少ないかもしれません、多いかもしれません。ど
ちらかは分かりませんけれども、影響がないとは
言えないと思います。

NHKの受信料徴収を担当する現場での動きと
いうものはどうなつてこますでしょうか、余談。

参考人（糸井勝人君） 今あつしゃいましたそ
の視聴者からの御意見といふものは、当然数字で
出ておりますから、それはそれで私としても非常
に重大なことであるといふに受け止めており
ますし、また御意見もいろいろあるといふことも
承知いたしておりますが、現場の地域スタッフ等
からは、契約や収納の業務に支障が出でいる、早
急に事態の收拾を図つてほしいといった声などが
寄せられております。これも私は承知しております。
私は、地域スタッフ等を通じて、視聴者から
は、会見の場で個人的な見解を述べることはいか
がなものか、発言の内容は問題であり納得できな
い、受信料を支払う気がなくなるといった厳しい

声が多く寄せられてこると聞いております。

私は、一件少し收まりましたらば、現場に行きましたして営業を一緒にやることも考えておりまし、それから、役職員一丸となつていろいろなことを、信頼を回復したいとふうに思つております。

吉川沙織君 事態が収まりましたないば営業の現場にお出かけいただく、これはもちろん大事なことだと思つています。

一月の十九日の参議院会においても、営業の現場、営業の御出身でありますから、是非営業の現場に足をお運びいただければとこつことを申し上げましたけれども、事態が收拾しましたならばとこつこと、これ、いつ頃と捉えておられるんでしようか。

参考人（糸井勝人君） 今、外に出ていくだけの時間を『えられておりませんので、国会にいろいろ呼ばれておりますので、それが減りましたらやります。

吉川沙織君 速やかな收拾、もちろんできればいいと思います。ただ、先ほど最新の数値伺いました。国民・視聴者からの意見、私は、平成二十二年二月一十八日の参議院総務委員会で訪問集金の在り方にについて当時の福地会長に質問をさせていただきました。平成二十年の十月一日から訪問集金制度は廃止されています。訪問集金は私は余り廃止すべきではない、こいつ立場に立つて質問をさせていただきました。なぜならば、訪問集金であれば一か月に一度スタッフの方が足を運んでくる。そのときに、能動的ではない視聴者や

いて議論してこむわけなんです。会長、いかがですか。

参考人（糸井勝人君） いろんな本当に私は現場の意見というものをいろいろ重く受け止めておりまして、そういう意味で、私自ら営業、もちろん役員みんな一丸となつてこつことを進めています。

吉川沙織君 今、事態が收拾するのはこつ頃かといつ頃と思つておられるんでしょうか。再度伺います。

参考人（糸井勝人君） まあ、私たちでできる限り速やかな收拾のために努力をしてまいりたいとこつふうに思つております。

吉川沙織君 速やかな收拾、もちろんできればいいと思います。ただ、先ほど最新の数値伺いました。国民・視聴者からの意見を各方面から頂戴しており、大変厳しい状況であるとこつふうに認識をしております。先日の経営委員会においても、営業現場のから多数の御意見を各方面から頂戴しており、大変厳しい状況であるとこつふうに認識をしております。先日の経営委員会においても、営業現場の声を吸い上げていただくことを考えてほしいという意見も出されました。

経営委員会といたしましても、受信料の契約・収納状況が目標を達成できるよう注視をしてまいりたいといつふうに思つております。

吉川沙織君 目標が達成できるよう注視をしてまいりたい、こいつおっしゃいました。もし目標が達成できなかつたら、一連の不祥事があつて、福地元会長、松本前会長の下で、受信料の値下げと

国民の皆さんからも、もし何か不祥事や問題があつたときに直接的に声を伝える、この窓口が用意されている。でも、今は基本的に口座引き落しです。来月の中頃、それから終わりにはある程度受信料に対する影響も出てくると思しますが、そろん役員みんな一丸となつてこつことを進めています。

経営委員長、実際に一連の会長発言に端を発するこの問題において国民・視聴者からの声がこれだけ多く寄せられているといつこと、そして実際に営業の現場からも悲痛な声が上がっているといつこと、この現場で大きな支障が生じている実に対する経営委員長の受け止めを伺います。

参考人（浜田健一郎君） 視聴者・国民の皆様から多数の御意見を各方面から頂戴しており、大変厳しい状況であるとこつふうに認識をしております。先日の経営委員会においても、営業現場の声を吸い上げていただくことを考えてほしいという意見も出されました。

この、こいつ大きな壁も乗り越えながら、徵収は上向きでした。これがもし下がったならばどうなさるんでしょつか。

参考人（浜田健一郎君）仮定の話でございますのでお答えににくいんですけれども、もしその際はあかつと分析をして対応を考えてまごろつかなところふうに思います。

吉川沙織君 前回の質問で、会長の一連の発言等によつてNHKの業務に大きな悪影響が出ていたのではないかとお伺いいたしました。国会においても、衆議院、参議院、総務委員会や予算委員会で会長等の言動が取り上げられ、質疑も行われています。

一月十九日以降で構いませんので、経営委員会

がいつ開催されたか、経営委員長に伺います。

参考人（浜田健一郎君）一月十九日以降に開催した経営委員会は、一月二十五日と二月十一日になります。

吉川沙織君 このように、NHKが非常事態に置かれているからこそ、経営委員会におかれましては熱心で真摯な議論が行われたと思します。例えば、一月二十五日の第千二百八回経営委員会には経営委員全員が出席されたのかどうか、伺います。

参考人（浜田健一郎君）一月二十五日の委員会は百田委員が欠席をされております。

吉川沙織君 一月二十五日の第千二百八回経営委員会はお一人欠席されたと今御答弁いただきました。その経営委員はイランを訪問されていたといつ話もござります。経営委員長は、この件、事前に耳に入っていたんでしょうか。

参考人（浜田健一郎君）はい。届けをいたしました。

吉川沙織君 この経営委員のツイッターを見ますと、経営委員会が開催された日にイランを訪問されていましたよ。その上、イランのアバダン訪問の後の記者団に対する発言を、一月二十四日、イラン国営イラン・ラジオは次のように伝えています。

この訪問のメッセージは、イランと日本の両国がこれまで以上に様々な分野で協力を拡大することができるとこつものだとしました。中略をいたしまして、氏は続けて、広島と長崎の原爆投下に触れ、私はあるときアメリカのやつたことを強く非難したが、彼らはこの私の言葉に不快感を示し、私を普通ではないと言つたが、私は普通ではないのはアメリカの方だと思うと述べました。また、私は将来イラン訪問について執筆しようと思つていると述べました。こう報じられています。

吉川沙織君 一月十一日の経営委員会において、経営委員の言動についての経営委員会見解を出されています。この中で、「経営委員としての職務以外の場において、自らの思想信条に基づいて行動すること自体は妨げられるものではない」と認識している。

この経営委員が、普通ではないのはアメリカ人だと思つていう発言をすれば、反米を国是とするイラン当局は大喜びするかもしません。また、

NHK経営委員である氏の発言を米国や他の国々は注視しているでしょうし、世界を飛び回つて本当に外交に活発に取り組まれておられる總理にも少なからず影響があるのではないかと思います。NHKがこのよつた非常事態において、経営委員会開催日にイランを訪れ、なおかつ日本はもとよりNHKの業務にも影響しかねないよつた発言を行つた委員に対し、経営委員長はどうな対応を取られたのでしょうか。

参考人（浜田健一郎君）経営委員は委員一人一人の自律的な判断で行動されるものと認識をしております。今御指摘の委員も一定の節度を意識して発言をされてこらるところふうに思いますが、

様々な意見があることも承知をしており、昨日、御本人とも電話で確認をいたしました。近づいて御本人とお会いし、意見交換をしたいところふうに考えてあります。

吉川沙織君 もちろん、個人の思想信条に基づいての御発言でしようから、そこは問うつもりはありません。ただ、海外に行ってハレーシヨンを起こしかねな

このような発言をするとこいつは、恐らくイランのテヘラン辺りにもNHKは支局があるかもしません、そして、海外諸国で何か取材をしようとしましたときに現場に影響が及ぶという可能性も否定できません。

「(四)一一日の衆議院総務委員会において経営委員長は、「私もは、一月の十一日の経営委員会で、今後は服務準則を遵守し、一定の節度を持って行動する」と申し合わせをしました。それ以降については、各委員が遵守すべく行動をとつていただいているといふふうに思つてあります。」と答弁されてますが、今もそつと思われてゐるでしょうか。

参考人(浜田健一郎君) 昨日も電話で確認したときも、一定の節度を持って行動するといつゝとを確認しました。ただ、現在様々な意見が出されているのも事実でござります。そういう状況を踏まえて、今後、再来週になるかと思ひますけれども、御本人と意見交換をしてみたいといふふうに思つております。

吉川沙織君 私は、この国会の場での議論というのは非常に大事であると思つています。新聞や雑誌の記事ももちろんとずつと残つていいくでしようが、国会のこの場での議論における質問者、そして答弁者の発言内容は重要であり、かつ将来もずっと参照されるべき重要な資料です。

先月の委員会で、衆議院遞信委員会での池田NHK元会長の発言なども引用しながら質問をさせていただき、国会を軽視しないでくださいことにつきのことを申し上げました。以下、この点を念頭に置いていただけで真実をお答えいただければと思います。

去る三月六日の「クローズアップ現代」でケネディ駐日大使のインタビューが放送されました。したがつて、NHKにおいて実際に大使のインタビューといつ企画、取材が行われていたことは事実であることが確定できました。

この番組の中で国谷キャスターは次のよつた発言をされています。

参考人(浜田健一郎君) 昨日も電話で確認しましたときも、一定の節度を持って行動するといつゝとを確認しました。ただ、現在様々な意見が出されているのも事実でござります。そういう状況を踏まえて、今後、再来週になるかと思ひますけれども、御本人と意見交換をしてみたいといふふうに思つております。

吉川沙織君 私は、この国会の場での議論といつのは非常に大事であると思つています。新聞や雑誌の記事ももちろんとずつと残つていいくでしようが、国会のこの場での議論における質問者、そして答弁者の発言内容は重要であり、かつ将来もずっと参照されるべき重要な資料です。

の現場からのものであると私は受け取つています。

このことに対する会長の御感想をお伺いいたします。

参考人(糸井勝人君) まず、「クローズアップ現代」についてですが、これはもう番組を御覧いただいたとおりでござります。

それから、現場の意見につきましては、先ほども申しましたけれども、やはり非常に眞面目にして、真摯に受け止めて、我々はそういう声に対応できるように努力をしていきたいとこつぶつと思つております。

吉川沙織君 会長御自身の発言に端を発する様々な問題、そして「(四)一月二十五日の衆議院総務委員会で、理事の方々の勇気をもつて発覚しましたけれども、理事全員から辞表を取り付けたといふ報道は、恐らくNHKニュースの中で放映をされていなはずです。そんな中で、国谷キャスターは放送部分だけで一回も、経営委員とNHK会長はど、こつぶつと語り合をされています。本当に勇気のある私は御発言だったのではないかと思つています。

私は、一月の七日には、NHKの担当者が米国大使館の関係者と面談した際に、会長等の発言を受けインタビューが一時的に困難になつたとNHKの担当者が判断し、この面談結果が一月七日付

けと一月十日付けの文書にまとめられ、会長にも報告されているものと私は確認しています。

この件に関しまして、一月十九日の質疑の際、会長は、「一月十三日」の定例記者会見で、同日時点でも知りなかつたのかどうか、いろいろ問い合わせを記者から一回問われ、最終的に、聞いていない、ないと思ひます、こいつ答弁をされていましたことから、同趣旨の質問をこの場におこしてさせていただきました。結果、会長は、「一月十三日時点では本当に知らないくて、その前は、やつこつ話は一切会長の耳にも入つてなかつたということなんですね」とお伺いしたのに対し、会長は、「やつこつことで」「それこそね。」、「いつ答弁されてこます。」れば、会長がNHK内部で何ら報道の事実もなかつたという事実に反するとも取れる答弁をしていましたようにしか捉えられません。

もしNHK側が面談をしてNHK側の受け止めとしてやつ受け止めたのであれば、NHKほどの組織であれば、アシップである会長の耳に入つているのが当然だと考えます。会長へは報告がなされ、一月十日には報告を受けたと理解しています。

重ねて会長に伺います。一月十三日より前に「クローズアップ現代」への取材に関する報告を受けたおられたのではないですか。もし受けているとするならば、一月十九日の私の質問に対する答弁は事実に反するにちもつながりかねません

参考人（糸井勝人君） 結果として、「クローズアップ現代」でケネディ大使とのインタビューがなされました。私はこれが全てだとこづぶりに思ひます。中での文書の何月何日はどうしたといふことについては、これはいろいろあるかもしませんけれども、私は、私の申したとおりでござります。いずれにしましても、この問題につきましては、この前、先般ケネディ大使とのインタビューがなされたことだと思います。

国谷さんの御質問については、「これは国谷さんが自分で考へて、質問されたことでござりますので、私がコメントする立場にはございません。」吉川沙織君 今、報道されたのが結果だ、それが全てだとう、いつこつ答弁でございました。

この件に関してはもう更に問うことはいたしませんが、私は、NHK内部での報告、連絡はなされていましたと考へています。しかしながら、本件に関するやつ取りについて、一月十九日のこの場でのやり取りもやつでしたが、NHKは取材、制作に関する事項であり答えられないと言ひ、米国側は公式に見解を表明していないため、実際のところは判断できかねます。ただ、言えることは、眞実を権力がゆがめるよつなことがあっては断じてならないということです。第四の権力とも言える報道に携わるNHKが、公共放送として眞実を報道していくかれる」とを強く期待いたします。

参考人（糸井勝人君） 経営委員長及び監査委員に申し上げます。

ただいま指摘いたしましたインタビューに関する会長の発言、そして、これから指摘申し上げます理事全員の辞表を取りまとめた件も含め、一連の会長等の発言の問題がNHKの取材、営業の現場に大きな支障を抱いていないかといつこの点について、会長が尊重されるとされる放送法において、第四十四条第一項に監査委員会による調査の規定がある以上、これに基づいて早急に調査することをお願いいたします。そして、その調査結果に基づいて、会長が職務執行の任に堪えるのか、非行は認められないので、是非判断をいただきたいと考へます。

参考人（浜田健一郎君） 現在、会長の発言等について厳しい御意見が各方面から寄せられておりについては真摯に受け止めております。

経営委員長として、会長には一度じわたつて注意を行い、また、三月十一日の経営委員会で申合せを行いまして、経営委員会の総意として誠に遺憾であることを確認し、会長にもその旨を伝えております。

向けて、曲らの責任を自覚した上で真摯な議論に基づく自律的な運営を引き続き行い、監視・監督機能を十分に果たしてまいりたいと思います。

放送法第四十四条第一項に基づく調査につきましては、監査委員会が判断することになりますが、経営委員会が自ら継続して真摯に取り組んでおり、監査委員会は、現在、一連の事態とともに経営委員会による対応を注視していくことであると理解をしております。

参考人（上田良一君）お答えいたします。

監査委員会といったしましても、現在、会長の発言等について厳しい御意見が各方面から寄せられてこることは真摯に受け止めております。

これまで、経営委員長が会長に、先ほども御説明がありましたが、一度にわたって注意を行い、また、三月十一日の経営委員会で申合せを行って経営委員会の総意として誠に遺憾であることを確認し、会長にもその旨をお伝えしてあります。

また、経営委員会は、一刻も早い事態の収拾に向けて、曲らの責任を自覚した上で真摯な議論に基づく自律的な運営を引き続き行い、監視・監督機能を十分果たしていくことを申し合わせております。

この問題につきましては、就任余見における会長発言の直後から経営委員会が自ら継続して真摯に取り組んでおります。監査委員会としたしまし

ても真摯に取り組んでまいる所存であり、引き続き、一連の事態と経営委員会による対応を注視してまいりたいといつぶつと思します。

吉川沙織君 今、経営委員長、そして監査委員

からそれぞれ誠実な御答弁をいたきました。

ただ、一月十九日の参議院総務委員会において、三月六日の放送に係る件について、監査委員は、会長の一連の発言に端を発するに關しては会長以下の役員から報告は受けておられないと、いづれも答弁をなさいました。でも、一方

三月六日の件に關しましては、「そのよつた報道

があることはもちろん承知いたしておりますけれ

ども、個別番組の制作過程に關することにつきま

してはコメントを差し控えさせていただきたいと

いふふうに思つます」と、いづれも、経営委員

長とは「コアンスが異なる答弁をなさっています。

初井会長以上にアメリカでも御活躍をされた上田

監査委員、米国では報道、言論の自由が大切に尊

重されています。ですから、経営委員会、監査委員会、それぞれ自律的にその機能を發揮される」

とを期待しています。

今、経営委員長、そして監査委員から、それぞ

れ会長に対して一度にわたって注意を行つた、こ

の件に關して伺いたいと思います。

経営委員長は、一月二十八日及び一月二十五日、

一度にわたり口頭注意を会長に対して行つておひ

れます。拝見したんですが、一回目と二回目の注

意でどの程度注意の強さが変わったのかが、私が判断できませんでした。一回目は、「公共放送の

トップとしての立場を輕んじたものであると言わざるを得ません。改めて自分のおかれた立場を十

分に理解いただきたい。」一回目、「自身の置

かれた立場に対する理解が不十分であると言わざるを得ません」としており、大差がありません。

むしろ、二回目の方が注意の長さが短い上、一回目

の方が強く注意なさっているようにも思えます。

そして、先ほど経営委員長からも御答弁ございましたが、三月十一日の経営委員会では会長に申入れをされて、一度にわたって注意したこ

とに付いて、注意せざるを得なかつたのは誠に遺憾と会長への申入れをされたとともに、経営委員

会としては一刻も早い事態の収拾に向けて曲らの責任を自覚すると、NHKとしては、国民・視聴者への説明責任を果たし、NHK予算の今年度内に国会承認を実現すべきとの認識を出席者全員で確認した、いづれ報道されています。

十一日の経営委員会では会長の辞任として報酬返上についての議論はなかつたのか、あつたかな

かつただけで結構ですので、経営委員長に伺います。

参考人（浜田健一郎君） ありませんでした。

吉川沙織君 一月二十五日の会長の就任発言に

端を発して様々な混乱を来しているところのことは、これは紛れもない事実です。これに対しても、注意だけで、辞任や報酬返上など、口付のない辞表を提出していない会長本人の責任が全く問われないというのは何ででしょうか。

参考人（浜田健一郎君） 一度にわたって私は会長に対して注意を申し上げているわけで、それから、先ほど申し上げましたように、一度にわたって注意を申し上げたことは大変遺憾であるといふ意思表示もさせていただいております。

吉川沙織君 一度にわたった口頭注意、それから二回十一回の申入れ、様々な取組をされているところは私も十分承知しています。ただ、理事全員が辞表を取られているんです。取材、報道、現場、全ての現場が会長の発言などで混乱の極みにあるのに、その原因も調査せず、一丸となりといふことと自体が、経営委員長の御見識自体問われるところになるのではないか。経営委員長あることは監査委員の感想を伺います。

参考人（浜田健一郎君） 辞表の問題につきましては、会長は人事権は濫用するつもりがないと言つております。また、理事の任命、罷免に当たつては経営委員会の同意を得る必要がありますので、個別的人事が提案された段階で適切に判断してまいりたいというふうに考えております。

吉川沙織君 個別の人事が提案された段階で経

営委員会としては判断をされると、こうこう答弁だつたかと思います。

もちろん、今後どのような動きがあるか、私は存じ上げません。ただ、これだけ大きな問題になつて、視聴者からの意見も、最初は一万件だったのが、昨日から今日に関しても四百件増えています。一いやつて三万件を超す状態になつて、事態は收拾に向かうどころか混迷の度合いを深めているのではないかと私は思つています。

NHK会長に対する経営委員全員のそれぞれこの問題に対する意思確認を行つべきではないかと思ひます、委員長、いかがででしょうか。

参考人（浜田健一郎君） 先日の経営委員会でかなりの時間にわたつて意見交換を行いました。その時点での集約、到達点が、先ほど申し上げましたように、遺憾の表明、それから予算、それから経営委員会としては今後とも自律的に経営委員会の機能を果たしていくと、その三点であつたと思ひます。

今後とも、次回の経営委員会でも意見交換を行つて、経営委員会としての機能を果たしていくたといふふうに思つております。

吉川沙織君 放送法第五十五条第一項に基づく経営委員会による会長の罷免の決定については、この第五十五条の一項、会長が口付のない辞表を取つたこと、これは理事全員の勇気をもつて、辞

おつとめるなりま、過半数で議決できます。

経営委員会、会長は既に理事全員から口付のない辞表を取り付けています。もちろん、辞表は御本人がそこに口付を入れなければ無効ですから、辞表自身の効力はないかもしれません。しかし、それが駄目なら会長の権限で罷免ができるのではありませんか。経営委員会が同意すればできるのではないでしょうか。

そこで、経営委員長にお伺いしますが、会長が放送法第五十五条第一項により理事を罷免するためには、辞表を書かせる以外にどうのよつた方法があるんでしょうか。

参考人（浜田健一郎君） お答えいたします。

放送法第五十五条第一項では、「会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえない」と認められたときに、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる」と規定されています。

放送法では、会長が理事を罷免する手続を定めた条文はこれ以外にはないといふふうに思つてお

ります。

吉川沙織君 一昨日の参議院予算委員会でも、この第五十五条の一項、会長が口付のない辞表を

表を提出しました。二月二十五日の衆議院総務委員会で明らかになつたから分かつたようなもののもしこれがずっと眞実が明らかにならないまま、第五十五条第一項、非行は認められないけれども、辞表を取つてゐることをいいことに全員首にすむ」ということもあり得たのではないかと思つていま

私は、いずれにしても、NHKの来年度予算案が国会を通過した後、前の会長時代に選任された理事が再任されないということとも認め、罷免あるいは解任されるのではないかとこうことを懸念しております。そのときは経営委員会などとのよつなスタンスを取られるのか、経営委員長に向います参考人（浜田健一郎君）仮定の御質問でございますのでコメントできませんが、我々は経営委員会としての職務を果たしていくまででござることは

吉川沙織君 仮定の話には答えられない」とおつ
しゃつて答弁回避をし、実際にそのような結果にな
なつたときに、後ほど申し上げますが、一月中旬
には会長から理事を総入替えると聞いておられ
るはずですから、結果的にはその会長に手を貸して
て阻止しなかつたことになるかもしませんが、
いかがでしようか。
参考人（浜田健一郎君） 会長からそういう話
は聞いておりません。

吉川沙織君 では伺いますが、第十一回七百一回経常委員会において全員出席の上じつかり議論して「それでもなおかつ私は大変な失言をしたのでしょつか」とおっしゃる会長の出處進退」を判断していただくのが経常委員長としての当然の任務であると考えますが、いかがですか。

参考人（浜田健一郎君） 経営委員会としては、初井会長以下執行部が一丸となって今後ともNHKが放送法で定められた公共放送の使命を果たすよう求めているとのことでござります。

経営委員会といたしましても、会長の業務執行を監督する役割を果たすことが責務だと考えており、これに真摯に取り組んでまいります。

吉川沙織君 またこの件に関しては後ほども委員長の見解をお伺いしたいと思います。

会長が理事全員の辞表を会長就任当日に提出をせたことについて、これからどういった向つてこきたいと思います。

余長は、「田中一郎の衆議院予算委員会において、『この二つ』とせば一般社会ではよくある」とだと私は理解しておつたが、『二つの答弁されていますが、余長のおっしゃる一般社会とはどこの社会の二つ』とぞうか。

参考人（糸井勝人君）お答えいたします。
ビジネスの世界のことを申し上げております。
吉川沙織君 日本商工会議所の三村会頭は、通

常の会社でそういうことが行われているといつては聞いたことがない、異常な状況とされ、経済同友会の長谷川代表幹事は、三村会頭の一般的でないとの発言は正しいのではないか、経営を監視する取締役の発言の自由をあらかじめ制限する以上は適切ではない。ついで、元経団連評議員会議長で東芝相談役、現在日本郵政公社長の西室氏は、一般社会で常識的に行われているとは思っていない、このやつておっしゃっています。日本を代表する経済団体のトップや元幹部の皆さんが口そつて会長の発言を否定されています。NKKと同業の民放ですが、フジテレビの亀山社長も、普通の会社であることだという方が奇異に感じたと指摘されておられますし、JR東海の山田社長も、初めて耳にした事例と述べています。

会長御自身も、昨日の衆議院総務委員会で、ユーニシスの社長時代に辞表を取つたことない、そのよつなことはないとされていますが、改めて伺います。会長がおっしゃる一般社会、どこの社会でしようか。

参考人（畠井勝人君） お答えいたします。

言つまでもなく、私はビジネスの世界でしか今まで時を過りしておりませんので、そのことを申し上げてることは先ほど申し上げたとおりでございます。

そういうコメントをされておりますけれども、それはその人たちの個々の物の考え方であり、その人たちの経験によるものだと思っております。例えば、多くの会社は百年以上の歴史があるわけです。その中で経験したことがないからといって、それがあり得ないということでもない。

加えて申しますと、民間の会社といふのは役員の任期は一年でござります。ですから、我々の一
年とは違つわけでござります。

吉川沙織君 会長の任期、御自身……（発言する者あり）

委員長（山本香苗君） 御静聴に願います。

吉川沙織君 会長、御自身、今、任期一年とおっしゃいましたが、一年なんですか。

参考人（糸井勝人君） 会長 副会長は三年でございます。

でしょうか。

参考人（初井勝人君） 任期でござります。会長の任期、副会長の任期は三年でござります。

参考人（糸井勝人君） 任期が五十三条だったことは覚えておりませんでしたが、五十三条にそのように書いてあります。

吉川沙織君 今会長は会長御自身と副会長の任

期だけについてしかお答えになりませんでしたが、放送法第五十三条は、「会長及び副会長の任期は三年、理事の任期は二年とする。」といふふうに明記されています。

吉川沙織君 放送法を遵守される、ひとつや
やならない、なぜ昨日理事の任期はずれ一年でこ
と思つておったんでしきつたが。

参考人（糸井勝人君） それは、やはり人事の

弾力性とかですね、そういうことを含めて私の意見を申します。

吉川沙織君 もつこれ以上繰り返しても仕方あ

答弁されたことについて少し伺つてみたいと思ひ

会場へ、辞表が、提出せよとある」と答へられた。

た」とは、三月六日の記者会見で、そういうことは聞いたことがないという話がされてくる。先ほども事例申し上げました、報道で聞くが、どういう意味合いで言ったのかと、いつ記者からの問へに付いて、それはどうへこうの経験に基づく一

言つてこぬと思つが、その方たちのことについて
は「メンツしない」と答えておられます。その方た

方々と違つから会長の御経験を聞いているんです
ちのことを聞いてくるのではありません。その

自分の声つことを聞けと言つて辞表を取り、一般社会ではよくあることと言つておきながら、財界の重立つた方々、先ほども高名な方々と会長御

由来おりしゃこしましたが、財界の重立った方々が聞いたことがないとおっしゃつておるのに、コメントされないとこつのは無責任ではないですか。その人たちの経験に基づいて言つてはいると思つと、御自身はこの方々と違つ経験をされたよつたことをおっしゃつていますが、例えば西澤氏は会長と同じように民間の出身であり、その後、日本郵政や東京証券取引所など公的な職のトップをなさつております。このよつた人も、一般社会で常識的に行われてこるとは思つてこなこと「メントされてい

ます。人の人事に関する」とを、それも普通一般には行わぬ異例な」とをするには、普通以上の明確な理由があつてしかるべきではないかと思ひます。それが「メントできない」では国会では通用しません。説明できな」とをすること自体が独善的であると指摘せざるを得ません。

なぜ理事全員の辞表を日付なしで提出させたのですか、国民一般に分かるよつて御答弁いただければと思います。

参考人（糸井勝人君） 辞表を、日付のない辞表を就任初日に出してもらいました。それは、分かりやすいよつことおっしゃいましたので言いますと、やはり新しく会長が来たときにむづ一度心機一転、緊張感を持つてやつてもらいたいという気持ちでござります。お笑いになりましたけれど

も、私は眞面目にどのように考えて出してもらいました。何回もいろんな場で申し上げておりますが、私は、がゆえに、じゃ全員首だなんて言ったこともないし、そつこつ気持ちもありません。それがひ、一つちょっと委員、お願いしたいんですけど、もう少しゆっくりしゃべつていただけると、私もちょっともう少し分かりやすいんで、「やりますが。

吉川沙織君 ゆつくりお話ししたいんですねけれども、あれもこれも聞きたい」とおっしゃいます。会長の答弁が不誠実な場合が多いございますので、どうしても、こちらも落ち着いて申し上げようと思つていてもそれがかなわない」という事情も御推察いただければ有り難く思います。

先ほど、辞表を取つたこと、それから一般社会に關してビジネスのことだとおっしゃいました。これに關連して伺います。一昨日の参議院予算委員会での質問に対し、「これは緊張感を醸し出すためでござりますけれども、同時に、私のマネジメントとしての、いわゆる、まあちょっとと適當

な日本語が出ませんけれども、そのためにはどういふ辞表を預かつたわけ」「せこますが、」と答弁されています。

企業経営に關して辞表を取ることはマネジメン

トの一つなのか、会長の御見解を伺います。

参考人（糸井勝人君） 私が申し上げたかった

のは、様々な民間企業や団体など、それぞれの組織におきましては、運営の在り方とか置かれた環境、企業風土によって経営の手法がそれぞれ違うといふことで、それぞれ適切な方法があるのではあります。ただ、繰り返しになりますが、人事権を濫用するにいかと思つてこられたのであります。

吉川沙織君 辞表を取る、辞表を取るとこつこととは、罷免権をちらつかされて威圧されプレッシヤーを受け、常に罷免されるかもしれない、こついつ不安の中で、緊張状態の中で業務に集中しなら、こつ言われているのと同じです。これが普通的一般社会の理解だと私は思つてします。普通であれば、この業界、何も分からぬ大きな公的機関のトップに就くのだから、会長御自身が緊張感を持つて、任命権者である経営委員会の長である経営委員長に、何をやらかすか分からないから日付を入れない辞表にサインをして事前に提出して決意のほどを示すところのが普通の一般社会でないかと思つてします。

会長がやりたつようにされたために、人事権は濫用しない、これも何度もおっしゃつてはいるのは私も理解しております。ただ、会長がやりたいようにするために辞表を取つたのではないか、これ

が私自身の受け止めです。

組織体、特に企業などは継続が前提だと思いま

す。会長の得意な英語で書いた「ペーパーイングコンサル」、そういう意味だと思います。ただ、前の会長が選ばつたが、前の人事を否定しては、これは組織は継続しません。組織は前の人々の仕事や積み残し案件に取り組みながら発展していくものです。前の人々が決めた理事を否定するということは、私は組織の崩壊につながると思います。

ところが、会長は、先ほどから申し上げておりますとおり、就任日の一月一十五日に臨時役員会で、あなた方は前の会長が選んだ、今後の人事は私のやり方でやると述べたとの報道がありますが、会長、これは事実でしょうか。

参考人（糸井勝人君） そうこうした事実は「やれません。私は役員に、これから的人事は自分がやるべきこととを聞けとか、そうこうことは一切言つておりません。

吉川沙織君 本当に一切そのような趣旨のこととも。もちろん、私はその役員会に出られませんので分かりません。理事の方々も存じ上げませんので分かりません。ただ、辞表を取つた、日付のない辞表を提出させたといつて事実はあります。それを取るに当たつて、ではどのような理由でその辞表を集められたんですか。

参考人（糸井勝人君） ただ辞表を書いてくださいと、いつもこういふうに申し上げました。そしてみんなで一緒にやるうとして、いつもこういふうに申し上

げたわけでござります。

吉川沙織君 今日は私は、参考人は一月十九日の総務委員会と同様、会長、経営委員長、監査委員にしかお越しいただいておりません。前回は辞表の提出の事実は国会でも議論になつておりますとおり、私は、今日、営業現場の影響、放送に対する影響、受信料に対する影響、新卒採用に与える影響、様々なことを御担当の理事に伺つたかった。でも、辞表を提出させられている以上、それを取つた会長御自身、そしてそれを選んだ経営委員長、そしてそれを監査すべき監査委員の、前と同じ参考人をお願いをしました。

NHK予算が国会で審議されれば通過することになります。四月一十五日には、任期満了の理事を含め、全理事がまさか辞任せられるということはないかと思います。会長は、昨年三月、バドミントン・アジア連盟会長を解任された、そのよう

に理事全員が解任されるのではないかとの考えが、これまでの発言や言動から推測せざるを得ません。もちろん、会長の後に就任なさった副会長や永田町方面とやり取りされている理事の方は違ついますが、会長の御見解を伺います。

参考人（糸井勝人君） 人事のことをこの場で

それから、今バドミントン・アジア連盟の話があ

りましたが、あれもちょっと説明させていただ

きたいと思いますが……

吉川沙織君 聞いていないです。

参考人（糸井勝人君） いや、聞いていないけれども、私としては、あれは違法な、違法なことをやつたんですよ。（発言する者あり）

委員長（山本香苗君） 会長、申し上げておき

ますが、質問者が質問したことに対する回答をいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

吉川沙織君 経営委員長に伺います。

来月の経営委員会の開催予定を教えていただき

たく思います。

参考人（浜田健一郎君） 来月ですか。

四月は一回の開催を予定しており、一回目は四

月八日、二回目は四月二十一日を予定しております。

吉川沙織君 理事四名の任期は四月一十五日で

切れるになります。その直前の経営委員会の

開催予定は、今伺いましたところ、四月は、四月

八日と四月二十一日であると伺いました。例えば、

四月二十一日の経営委員会に理事総入替えの提案

が会長からされた場合、その理事らはいわゆる緊

張感が足りなかつたとことになるんでしよう。

NHKは以前から派閥抗争が頻繁で怪文書も多く飛び交つていたと言われています。怪文書とい

の陰湿な手段を用いてライバルの失脚を狙うのはNHKのお家芸だとさへ言われています。受信料、予算の国会審議という国民の監視がある反面、体面を重視する余り、スキャンダルに弱づけざいます。そのため、内容が眞実であるうがうそであるうが、そういう文書をばらまかれた人物は追い落とされる可能性があると言われています。

しかし、海老沢元会長時代の不祥事が原因で民間から福地元会長、松本前会長を招き、そのような事態も鎮静化していました。ただ、会長の就任会見での発言に端を発しNHK内部が混乱し、会長の行動、発言の問題より、最近ではNHK内部の派閥抗争、怪文書などと云ふものが取り沙汰されて、問題のすり替えが起きているようにも私は感じております。

会長の引き起こした現在のNHKの混乱はどなたに責任があるのでしょうか。NHKといつ大きな組織に問題があるのか、経営委員長の御見識を伺います。

参考人（浜田健一郎君） 現在の混乱は会長の御発言に端を発していると思いますが、NHKもうもろの要因の中で現在の混乱がまだ收拾できないでいるというふうに思っています。

吉川沙織君 今明確な御答弁はいただけませんでした。

ただ、この辞表の件に関して私もこりこり調べ

ていましたら、どうもおかしいと思いました。福地元会長が、今から一年前の平成二十四年三月二十一日付けの産経新聞に、会長時代の辞表取りまとめてお書いておられます。

私がNHK会長に就任したとき、NHKはコンプライアンス問題で揺れており、まさに最大の危機を迎えていた。一刻の猶予もなく、変わらなければいけない状況だった。そこで私は、まずはガバナンスから変わっていかなければと考え、当時のNHK理事全員に日付のない辞表を書いてもらつた。トップとして、変わらなければ後がないという意志を明示したわけだとあります。

これをもって会長は一般社会ではなくあることとおっしゃったのではないかと推測しましたが、会長、いかがでしょうか。

参考人（糸井勝人君） 繰り返しになりますが、私は、福地会長のそういうことはあったのかもしれませんけれども、私は理事にやはり緊張感を持つてやつてしまつたこと、NHKもいろいろありますから、そういうことの緊張感を持つてもらつたことについておきます。

吉川沙織君 会長は、以前の辞表取りまとめ事例について、二月二日の参議院予算委員会でわれたに対し、次のように答えておきます。「要するに、理事全員に辞表を出させるとこう、そういうふうなことと云ふのはあつたんでしょう

か。」との問い合わせに対して、「確認しておりますません。」と答弁されていますが、その後、確認はなされたんでしょうか。

参考人（糸井勝人君） しておりません。

吉川沙織君 前回の福地元会長のときは、橋本元会長時代最後でしたけれども、NHK本体職員のインサイダー取引によって、理事がコンプライアンス担当、報道担当理事はすぐに辞表を提出してお辞めになりました。そして、その混乱の中に外部から就任されたのが福地元会長であり、本当に混乱の中で就任をされ、それでも職員の支持を得、現場を歩き、そしてNHKの再生に御尽力なさいました。

今、我々はNHKに対する様々な課題はもちろんあると思っておきます。いろんな問題があるとうのも分かつておきます。ただ、福地元会長が辞表を取つたときと比べて今は平穏な、そういう状況にあると思っています。ですから、会長御自身の発言や辞表を取つたところの事実からいのつらな混乱が起きておる、この事実について、会長御自身、前の事例含めて確認していただければと思いますが、いかがでしょうか。

参考人（糸井勝人君） 前も言つたかもしませんけれども、この辞表問題でNHKの理事が萎縮しているとは私は思つております。

吉川沙織君 理事の方々にはそういうお話を、辞

表を取つた後、辞表の件についてお話をされたり、辞表はいだだいたけれども、預かつたけれども、これは破棄するよと、このようないふな会話はされたことござりますか。

参考人（糸井勝人君） 会話はあります、破棄するとは申しておりません。

吉川沙織君 今も、では、お持ちのことですね。

参考人（糸井勝人君） 金庫にしまつてあります。

吉川沙織君 この問題について問うたとしても一般社会についてはなかなか御答弁がいただけず、そして理事は萎縮していないと、こうじつ思いを会長御自身は持つておられるという、こうじつどうが分かりました。

ちなみに、会長に伺います。

会長御自身は、一月十五日で就任会見でいろんな御発言をなさいました。それに端を発して様々な問題が起つてます。これは、先ほどから何度も申し上げておりますとおり、厳然たる事実でござります。これに関して、一月十五日の就任式では二コースでNHKで取り上げられたようですが、辞表の取付け、理事全員からの取付けや、そういうことに関してもNHKの二コースでは扱われたことござりますでしょうか。

参考人（糸井勝人君） 御承知のとおり、予算

委員会はすうと放映されておりますので、その中で視聴者の皆さんは現実にどうこうやり取りが行われているかといふことを御承知だと認識いたしております。ただ、二コースではやっていないと

いつもふうに僕は聞いております。

吉川沙織君 最近、昨日も広報局のクレジット

で、最近発覚をしました平成二十一年度、そしてその前の技研の不祥事に関して第三者委員会を立ち上げられる、それに関して会長がリーダーシップを取つて進めていかれる、こうじつ報道発表に私は触れました。それはそれでとても大事なことだと思ってます。ですから、それは進めていただけねと思つうとですけれども、その二コースは、私がちょうど先ほど指摘しました「クローズアップ現代」、しつかり見よつと思つてテレビの前に座つておられましたといふ、その前の二コースでのコンプライアンス、恐れ多くも会長、副会長、コンプライアンス担当の理事でリーダーシップを取つて原因追及やつてこくとこく、こうじつ報道に触れました。

もちろん不祥事はいけませんし、この問題も處理及いかなければなりません。ただ、一方で、

その問題は大々的に会長の顔写真入りで報道されてしまつたし、かなりの受け止めを持って私も拝見しました。一方で、会長御自身の発言や理事全員から辞表を取り付けた問題については、もちろ

ん予算委員会の国会中継の中でのやり取りは国民・視聴者の方々も御覧になつてこむと思いますが、二コースでは報道されていないといふことでした。

そこで、伺います。

NHKにおける役員の職務分掌については、放

送法第二十九条第一項第一号ハの四、「会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われる」とを確保するための体制」に基づき、経営委員会が定めた内部統制議決というものがあります。この内部統制議決を受けて会長が定めた会長、副会長及び理事の職務分掌規程において、会長は副会長及び理事が責任を持つて担当する領域を明確に定め、業務執行の決定権限を副会長及び理事に割り当てる。第二条において定められています。この職務権限の行使については、権限行使の原則においての一で、各職位にある者は組織を尊重し、互いに他の権限を侵してはならないとの権限不可侵の原則を定めています。

会長御自身の発言の二コースはなされていない。一方で、不祥事はもちろんいけませんから是非やつていただきたいと思つんで。ただ、この二コースについてそのような権限不可侵の原則を破るようなことがなかつたかどうか、会長は御存じないでしょつか。

参考人（糸井勝人君） そういう二コースの取

扱い等につきましては、現場で分掌に従いまして
その責任においてやつております。少なくとも、
私がそれを、分掌を破つて、例えば私の話を報道
するなどか、そんなことは全くありません。

吉川沙織君 もちろん、会長御自身はそういうことはないと思つています。例えば、権限を越えて別の担当理事が知らないうちにそういうことがなされたということは、この職務分掌の規定がある以上そういうことはないと私は信じていますがないということです。

参考人（初井勝人君） 結構でござります。

吉川沙織君 権限の侵害についてはないといつことで明確に御答弁をいただきました。

ん。右と左を赤と白に言い換えたとしても同じじ
ことじゅ。

放送法は、放送は健全な民主主義の発達に資す
ることを定めています。民主主義の発達には自由
な議論ができる環境が必要です。会長はNHK内
部の民主主義を葬り去るつとしているとか私は
思えません。結果として、理事の勇気と自覚によ
つてそれは実現しませんでした。しかし、会長は
理事の生殺与奪の権を握っているのをここに示す
衆議院総務委員会での答弁に先立ち、各理事に辞

表提出の事実について、こんなのが答える必要はない
レーハーメンヒトドヒツノヒツナ題IIIの」とか、
つまり算弁を控えめよといふこと求めるよひな」とを
おしゃつた」とはいわゆるおせんか。

これまで指摘申し上げたインタビューや件、そして理事全員の辞表を取りまとめた件等から考えても、経営委員長の口頭の注意、一回繰り返され三月十一日にも申入れをされた、こいつらふうな答弁、今日もございましたが、理事全員なのか一部理事を除くのか分かりませんが、解任に向けて動くような状況にあると考えても不思議ではありません。

放送法第四十四条第一項、監査委員会による調査の規定がある以上、これに基づいて会長及び一部経営委員について早急に調査し、その調査の結果を公表するとともに、非行は認められないのである。

先ほど、破棄はされていない、そして金庫にしまわれて いるということをお伺いいたしました。私自身の受け止めですが、辞表提出によつ会長は理事の生殺与奪の権を握つて いる、これは辞表を出してこただして いる以上、やつぱりそつこう側面があるとこつことは想定できないと思ひます。会長は、国が右と言つたらNHKが左と言つといふことはできないといつ個人的見解を持つておられるのですが、会長が右と言つたら理事は左と言つゝとはできないといつことになります。万が一左と言つたら首を飛ばすといつことではないかといふことは思ひます。されば言い方の問題ではあります。

参考人（糸井勝人君）「せこじません。何かそ
うこうふうに云わせていただきますけれ
ども、そういう事実はないでござません。
吉川沙織君 伝わっていぬところ」とは断じて
「わざとません、それは明確に申し上げます。ただ
私は、四圍の状況から考えて、いひこう」とがあ
つたのではないか、そういうふうに捉えてお伺い
をしています。

なぜなりばれ 一月二十五日の役員会で辞表を取
り、あのよつな個人的な見解を取り消す取り消され
ないの議論はありました。でも、私はこの場では
それは一回も聞いておりません。でも、理事の辞

これまで指摘申し上げたインタビューやの件、そして理事全員の辞表を取りまとめた件等から考へても、経営委員長の口頭の注意、一回繰り返され三月十一日にも申入れをされた、この二つが一つな答弁、今日もございましたが、理事全員なのか一部理事を除くのか分かりませんが、解任に向けて動くような状況にあると考えても不思議ではありません。

放送法第四十四条第一項、監査委員会による調査の規定がある以上、これに基づいて会長及び一部経営委員について早急に調査し、その調査の結果を公表するとともに、非行は認められないのか

職務の執行の任に堪えるのか、経営委員長、監査委員、約束していただけますか。

参考人（浜田健一郎君） 先ほども申し上げましたけれども、会長は人事権を濫用するつもりはないといつぶつにも言っています。また、理事の任命、罷免に当たっては経営委員会の同意を得る必要があります。個別の人事が提案された段階で適切に判断してまいりたいと思つております。

いずれにしましても、経営委員会は隨時経営委員間同士で意見交換を行い、適切な判断ができるよう努めをしてまつむつでござります。

参考人（上田良一君） 監査委員会といたしましては、監査委員会が具体的な事案に即して調査の必要性を判断し、今委員が御指摘になりました放送法第四十四条に定められた方法によって調査を過去にも実施してまいりました。

今回の一連の問題につきましては、会長就任会見における会長発言の直後から経営委員会が自ら継続的に真摯に取り組んでいることを踏まえ、引き続き一連の事態、経営委員会による対応を監査委員会としては注視して役割を果たしてまいりました

いと考えております。

吉川沙織君 本来であれば、この調査がなくして、その調査の結果の公表なくして、来年度予算案の審議ができるわけはありません。会長が全ての理事から口付のない辞表を集めたことは、NH

K内部の民主主義を葬り、理事会を無意味化すると考えます。経営委員会は、NHKの自主自律、自浄能力を發揮し、その責務を果たされるるといつことを私は強く求めます。

最後に、先月のこの委員会でも申し上げました、平成十八年六月、デジタル時代のNHK懇談会報告書について、会長は「一月二十一日の衆議院総務委員会でこの感想を求められ、「私は、公共放送の役割は、視聴者・国民からの信頼があつてこそ果たせるものと認識いたしております。」と会長御自身の言葉で答弁されています。ただ、反響の件数にも表れてはいるが、国民・視聴者の多くが今不信を抱いています。能動的な視聴者です。わざわざ意見を語り、そうでない視聴者の方も数多くいらっしゃると思います。

経営委員会、監査委員会が自主自律の観点からその任務を果たされることを強く願つとともに、会長が責任を取られるといつこと、これがNHKの信頼回復につながるといつことを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。